

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成24年8月2日(2012.8.2)

【公開番号】特開2011-16734(P2011-16734A)

【公開日】平成23年1月27日(2011.1.27)

【年通号数】公開・登録公報2011-004

【出願番号】特願2009-160607(P2009-160607)

【国際特許分類】

A 6 1 K 8/27 (2006.01)

A 6 1 K 8/895 (2006.01)

A 6 1 K 8/06 (2006.01)

A 6 1 Q 1/02 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 8/27

A 6 1 K 8/895

A 6 1 K 8/06

A 6 1 Q 1/02

【手続補正書】

【提出日】平成24年6月19日(2012.6.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

次の成分(A)及び(B)：

(A)カルボシロキサンデンドリマー構造を側鎖に有するビニル系重合体、

(B)平均粒径0.1~6μm、平均粒子厚さ0.01~0.3μmで、かつ平均板状比が3以上である薄片状酸化亜鉛

を含有する化粧料。

【請求項2】

成分(A)を0.1~20質量%、成分(B)を0.1~20質量%含有する請求項1記載の化粧料。

【請求項3】

成分(A)と成分(B)の質量割合が、(A)/(B)=0.05~2.0である請求項1又は2記載の化粧料。

【請求項4】

更に、(C)非イオン界面活性剤、及び(D)水を含有する油中水型乳化化粧料である請求項1~3のいずれか1項記載の化粧料。

【請求項5】

更に、(E)着色顔料を含有する請求項1~4のいずれか1項記載の化粧料。

【請求項6】

成分(B)の薄片状酸化亜鉛が、鉄、ジルコニウム、カルシウム、マンガン、マグネシウム及びイットリウムから選ばれる1種以上の元素を、亜鉛に対して0.005~1モル%含有する請求項1~5のいずれか1項記載の化粧料。